

項目	掲載ページ	番号	意見の要約	市の考え方(案)
市民・行政等の役割	12ページ	1	子どもをとりまくそれぞれの役割に学校や園がないのは不自然であるから、学校・園を明記することができないか。	学校の果たす役割は非常に重要であります。学校、保育所、幼稚園等個々の場所における役割でなく、教育行政・保育行政という行政組織としての役割があると考えています。なお、学校教育については、八尾市教育振興計画に位置づけし、さまざまな取り組みを行っているところです。
		2	行政の役割は保育・教育施設、とりわけ学校現場との連携やサポートにあることから、「市民と協働で子どもの育ちと子育てしやすい環境づくりを進め、とりわけ保育・教育(現場)との連携を計り支援します。」との表現ではどうか。	「行政」の役割は保育・学校との連携を含めたすべての取り組みを通じたものです。教育行政・保育行政に限らず、すべての取り組みを通じて、子ども・子育て支援を進めるとの考えから、計画案通りとします。
基本方向と重点課題 「2. みんなで支える、地域が主体の子育ち・親育ちのしくみの充実」	13ページ	3	「いじめや不登校などの背景や要因を的確に把握」に関連し、いじめ・不登校の数値は、実際と異なるのではないかと不安があるので、カウントの基準等を明らかにしてもらいたい。また、学校や子どもが困っていることや支援を必要としていることなどをきちんと把握した方がよいと考える。	「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。また、「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうることをふまえ、いかなる理由があっても許されるものではないとの理念のもと、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、社会全体で子どもを見守り、把握することでいじめ、不登校の解消に努めてまいります。いじめの把握については、各学校において、日頃から児童生徒の心身の状態や出席状況の変化に留意する等、日々の子どもとの関わりの中で教師の気づきや、子どもへのアンケートによる結果で把握した数をカウントしております。今後も学校・家庭・地域・関係機関が連携することでいじめの撲滅に努めてまいります。
	14ページ	4	「家庭・地域のつながり」の部分に学校を追加してほしい。	ここでは、子どもを中心とした市民同士のつながりに着目しています。学校における取り組みについては、「子どもの育ちに応じた切れ目のない支援の充実」で記載するとともに、教育振興計画において定めています。
基本方向と重点課題 「3. 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援の充実」	16ページ	5	3-4(子育て支援サービスの充実)の帯も3-2(子どもと親の健康増進)の様に、細くなっても中高生までのばして欲しい。	「3-4 子育て支援サービスの充実」は就学前から小学生とその保護者への支援が主たるものになります。中高生への支援は「3-5 子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備」で、不登校等の対応は「1-3 いじめ・不登校や引きこもり等への対応」で行い、中高生の保護者へは「3-8 子育て支援サービスの相談体制の充実」で対応するとの考え方となります。
各基本方向における取り組み 「1. 子どもが生き生きと育つための支援の充実」	19ページ	6	いじめ・不登校の数値が少なく感じることから、いじめ・不登校の定義を明記したほうがよいのではないか。	いじめ・不登校の定義については、資料編に掲載します。
「1-2 児童虐待防止策の充実」	21ページ	7	児童虐待防止策については、再発防止を含め広い範囲で取り組みを進めていただきたい。たとえば、妊娠期からのペアレントングプログラムの開催なども有効ではないか。また、当事者を主体とした寄り添った支援をきめ細やかにコーディネートする人材が求められます。学校や家庭に支援サービスを提供できる専門スキルを持った人材も重要であり、保育・教育の現場で先生の負担を減らす意味でも、小地域拠点ごとにCSW的役割を担う多様な視点をもった人材の配置が必要ではないか。	児童虐待への対応については、発生予防・再発防止とも、これまでの取り組みからさらに進めていく必要があると考えています。ご意見にある手法や考え方を検討材料としながら、今後さらに充実した児童虐待防止の取り組みを進めてまいります。

項目	掲載ページ	番号	意見の要約	市の考え方(案)
		8	ステップファミリー(子どもを連れて再婚し、血のつながらない親子関係が生じた家族)が増えています。その中で、虐待の発生や、親の離婚が自分のせいだと思う子どもが増えているので、啓発等の取り組みが必要と考える。(大阪府では大人用、子ども用のパンフレットの配布などを行っている。)	ステップファミリーの本市における現状把握を行っていませんが、今後の検討課題のひとつとして、他市の取り組み状況等の情報収集に努めます。
「1-3 いじめ・不登校や引きこもり等への対応」	22ページ	9	主な取り組みに「子ども向けいじめ防止プログラムの実施」を追加し、取り組みを行ってほしい。	各校園では、子どもの発達段階やそれぞれの現状を踏まえ、教科学習、道徳教育、人権教育、行事、体験活動等、さまざまな保育・教育活動をとおして、いじめ防止に向けて取り組んでおります。今後も、引き続き、いじめ防止のための取り組みについて、＜具体的施策を実現するための主な取り組み＞いじめの未然防止・早期発見に向けた体制づくりと総合的な対策の推進の中で行ってまいります。
		10	いじめ・不登校への対応として、以下の考え方が必要ではないか。 ・現状の把握と情報の共有をし、おとなの責任として、学校だけでなく市民や子どもNPOなど、多様な人材と視点を持って対策を考えていくことが重要であり、おとなが力を合わせて子どもを守りエンパワメントするモデルをつくってはどうか。 ・子どもがスクールカウンセラーに直接アクセスしにくい、スクールカウンセラーが学校でできる事やいる時間が増えればよい。 ・学校以外の居場所や相談場所が必要。 ・すべての子どもに学習の場・機会を保障。 ・特別支援教育について推進。 ・不登校の背景にある、いじめ・発達障害などの研究・調査の推進。	幼児・児童・生徒が家庭や校園で生活する中で、教育上の諸問題について来所または、電話による相談を実施しています。 全ての人が生き生きと活躍できる「共生社会」の形成をめざす特別支援教育の充実を図ります。
		11	ひきこもりへの対応については、府の事業だけでなく、市としての事業を実施してほしい。特に中学卒業後の年齢では、困った時に相談できる所・対応してくれる所がわからない、ないという印象があり、長期化するほど、社会復帰に時間とコストがかかる。 八尾市の引きこもりや引きこもり傾向にある若者の要因など現状の調査や研究を進めてほしい。	ご意見のとおり、現在、ひきこもりへの対応は、主に都道府県がになっております。ひきこもり支援につきましては、専門的知識を有する人員の配置をはじめ、教育・労働・医療・保健・福祉など多様な分野との連携が必要となります。 このため、今後、大阪府とも連携し、市としてどのような対応ができるのか検討してまいります。
		12	本文9行目に「それでも学校に行きづらい児童生徒の教育を受ける場の提供に取り組みます。」を追加し、取り組みを行ってほしい。	行きづらい原因・不安や悩み等児童生徒が抱える諸課題に対応・把握し、改善するよう努めてまいります。
「2-2 子どもの居場所づくりの支援」	25ページ	13	中・高校生のグループインタビューでも希望の多かった居場所について、詳しく明記してほしい。	中高生の居場所づくりについては、現時点において取り組みが少ないことから、今後対応策について、検討してまいります。
各基本方向における取り組み 「3. 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援の充実」	32ページ	14	切れ目のない支援の充実をはかる指標に中高校生の指標がない。小学生の指標は放課後児童入室待機児童数だけか。	施策推進のための指標は基本方向における推進状況を確認するための代表的なものとなります。したがって、指標設定がないために、取り組みを行わないものではありません。
「3-1 次代の親の育成」	33ページ	15	「学童期・思春期から成人期に向けた取り組みについての検討」について、正しい情報を得ることなど、性や生に関する健康教育になると思われますが、性的マイノリティへの配慮を忘れず、性を人権と捉え、子どもたちが大切な心と体を守り、幸せに生きる権利を知ることのできる取り組みとしてほしい。 デートDV防止教育のような具体的なものが望まれます。	デートDV防止を含む、生と性教育など、ご意見の内容については、「思春期の子どもの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めができるよう、学童期・思春期から成人期に向けた取り組みについて検討します」との記載への対応の中で取り組んでまいります。

項目	掲載ページ	番号	意見の要約	市の考え方(案)
「3-4 子育て支援サービスの充実」	38ページ	16	地域における様々な子育て支援活動について、子育て支援サービスを行う支援者の専門性の向上が求められる。	ご意見にあるように、地域におけるさまざまな子育て支援の活動を行う支援者は専門性の向上を求められていることから、行政においても、市民・地域とのパートナーシップを深めるためにも、最善の支援が届けられるようサポートしてまいります。
「3-5 子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備」	40ページ	17	人権学習教材等の整備では、教材の整備はもちろんだが、実施することが一番大切ではないか。	全ての学校園で、子どもたちの発達段階に応じて、幼児・児童・生徒が人権の意義・内容について深く理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができるよう、人権学習を実施しております。人権学習の充実を図るため、これまで、教材等の整備と活用を進めてきたことから、「人権学習教材等の整備と活用」に変更します。
		18	いじめにもつながりやすい、スマホ・携帯・SNSなどのネットリテラシー教育を大人を含めてすすめる必要を感じる。	いじめにつながるやすい、インターネットやスマートフォン等に対する望ましい使い方について、子どもたちに伝えるとともに、保護者へも機会を捉えて啓発してまいります。
「3-6 放課後の子どもの活動等の充実」	42ページ	19	「女性が輝く社会」とはどのような意味か。また、放課後対策との関連がわからない。	国においては、女性の力を最大限発揮できる、「女性が輝く社会」の実現をめざしており、子どもを安全で安心して預けることができる環境整備は重要であると考えております。そのため、本市においても、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを進める必要があるものと考えています。
「3-11 外国人家庭への子育て支援」	47ページ	20	日本語指導と同時に、母語指導支援も必要であり、学校園での通訳支援の充実も必要。	日本語指導が必要な児童生徒在籍校に対しては、日本語指導補助員の派遣を行っています。また、母語指導のための民族クラブの指導講師の派遣も行っています。保護者支援として、学校教育に関わって支援員の派遣も行っています。また、外国籍児童生徒が多数在籍する学校では、外国籍の保護者同士が繋がりを持つよう保護者会を工夫しています。
「(1)利用者支援事業」	59ページ	21	利用者支援事業について、確保方で「すべての中学校区に身近な相談の場を提供を行う」とあるので、細やかな対応ができる事業になることを期待する。乳幼児に偏らず、おおむね18歳までの子どもに関わる相談や、親自身の相談をしっかりと他機関につないでいける相談場所になることを目指してもらいたい。	利用者支援事業は、教育・保育施設や地域子育て支援事業等を必要な人が円滑に利用できるよう、情報提供などを行うものであり、詳細は国の動向を踏まえ、すべての中学校区に身近な相談場所の提供を行うために、地域子育て支援事業の事業者や認定こども園などとの連携をご意見にある視点を持ちながら進めてまいります。また、おおむね18歳までの子どもや親に関わる相談の強化については、今後、別途、検討を行ってまいります。
その他	—	22	子どもを取り巻く現状については、資料編として扱われることになったが、市民に伝わりにくくなるのではないだろうか。	計画期間における基本理念と基本方向、施策の展開を重視した計画書の構成とするため、子どもを取り巻く現状を資料編としてまとめることとします。ただし、資料編は別冊子ではなく本編と一体として編集する予定です。